



愛媛県報

発行 愛媛県

平成20年 4月18日 金曜日 第1956号

◇ 目 次 ◇ 規 則

愛媛県保健所使用料規則の一部を改正する規則..... 451

告 示

- 愛媛県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部改正..... 452
- 県営土地改良事業の事業計画書の縦覧（3件）..... 452
- 肥料登録有効期間の更新（2件）..... 453
- 愛媛県漁業近代化資金利子補給規程の一部改正..... 453
- 公有水面埋立免許..... 455
- 基本測量の実施の通知..... 456
- 基本測量の終了の通知..... 456
- 瀬戸内海環境保全特別措置法第8条による特定施設の構造等の変更の許可申請の概要..... 456

- 市営土地改良事業の計画の変更等の同意（3件）..... 457
- 町営土地改良事業の施行の同意..... 457
- 包括外部監査契約の締結..... 457

選挙管理委員会告示

- 政治団体の設立の届出..... 458
- 政治団体の届出事項の異動の届出..... 458
- 政治団体の解散の届出..... 460
- 資金管理団体の届出..... 461
- 資金管理団体の指定の取消し等の届出..... 461
- 政治活動のために寄附を受け、又は支出をすることができない団体..... 462
- 政治団体の収支に関する報告書の訂正の届出..... 462

規 則

○愛媛県規則第37号

愛媛県保健所使用料規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成20年 4月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県保健所使用料規則の一部を改正する規則

愛媛県保健所使用料規則（昭和33年愛媛県規則第41号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後					改 正 前				
保健所使用料条例（昭和23年愛媛県条例第38号）第2条の規定に基く使用料の額は、次のとおりとする。					保健所使用料条例（昭和23年愛媛県条例第38号）第2条の規定に基く使用料の額は、次のとおりとする。				
1 試験及び検査料					1 試験及び検査料				
ア 省略					ア 省略				
イ 検査					イ 検査及び予防接種				
種別	項目	単 位	使用料 金額	学校保健法（昭和33年法律第56号）第6条第1項の規定による学校検診、労働安全衛生法第66条第1項の規定による定期の健康診断又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第20条の規定による特定健康診査の使用料の額	種別	項目	単 位	使用料 金額	学校保健法（昭和33年法律第56号）第6条第1項の規定による学校検診、労働安全衛生法第66条第1項の規定による定期の健康診断又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第20条の規定による特定健康診査の使用料の額
省略					省略				
	予防 接種	B C G 接 種	1 回に つき	598 円					
ウ・エ 省略					ウ・エ 省略				
2 省略					2 省略				

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

○愛媛県告示第 614 号

愛媛県農業近代化資金利子補給金交付規程（昭和36年12月愛媛県告示第1051号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

改正後の愛媛県農業近代化資金利子補給金交付規程の規定は、平成20年 3月19日以降利子補給承認される農業近代化資金について適用し、同日前に利子補給承認された農業近代化資金については、なお従前の例による。

平成20年 4月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
<p>（利子補給の対象となる農業近代化資金の種類及び利子補給率）</p> <p>第 2 条 前条の利子補給の対象となる農業近代化資金の種類及び利子補給率は、次のとおりとする。</p>				<p>（利子補給の対象となる農業近代化資金の種類及び利子補給率）</p> <p>第 2 条 前条の利子補給の対象となる農業近代化資金の種類及び利子補給率は、次のとおりとする。</p>			
農業近代化資金の種類	利子補給率			農業近代化資金の種類	利子補給率		
	法第 2 条第 2 項第 1 号、第 2 号及び第 4 号に掲げる融資機関が同条第 1 項第 1 号に掲げる者に貸し付ける場合	法第 2 条第 2 項第 1 号に掲げる融資機関が同条第 1 項第 2 号から第 4 号までに掲げる者に貸し付ける場合	法第 2 条第 2 項第 2 号から第 4 号までに掲げる融資機関が同条第 1 項第 2 号から第 4 号までに掲げる者に貸し付ける場合		法第 2 条第 2 項第 1 号、第 2 号及び第 4 号に掲げる融資機関が同条第 1 項第 1 号に掲げる者に貸し付ける場合	法第 2 条第 2 項第 1 号に掲げる融資機関が同条第 1 項第 2 号から第 4 号までに掲げる者に貸し付ける場合	法第 2 条第 2 項第 2 号から第 4 号までに掲げる融資機関が同条第 1 項第 2 号から第 4 号までに掲げる者に貸し付ける場合
1 畜舎、果樹棚、農機具その他の農作物の生産、流通又は加工に必要な施設の改良、造成、復旧又は取得に要する資金（農地又は牧野の改良、造成、復旧又は取得に要するものを除く。）	年 1 分 2 厘 5 毛	年 1 分 2 厘 5 毛	年 5 厘	1 畜舎、果樹棚、農機具その他の農作物の生産、流通又は加工に必要な施設の改良、造成、復旧又は取得に要する資金（農地又は牧野の改良、造成、復旧又は取得に要するものを除く。）	年 1 分 2 厘 5 毛	年 1 分 2 厘 5 毛	年 4 厘 5 毛
2～7 省略				2～7 省略			

○愛媛県告示第 615 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第87条第 1 項の規定により、四国中央市金田町地域に係る県営土地改良事業計画を定めたので、同条第 5 項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

平成20年 4月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称

- 県営土地改良事業（農地保全事業・金田地区）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成20年 4月21日から 5月21日まで
- 3 縦覧場所
四国中央市役所川之江総合支所

○愛媛県告示第 616 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第87条第 1 項の規定により、

四国中央市金田町地域に係る県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

平成20年 4月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 縦覧に供すべき書類の名称

県営土地改良事業（ため池等整備事業・金田地区）計画書の写し

2 縦覧期間

平成20年 4月21日から 5月21日まで

3 縦覧場所

四国中央市役所川之江総合支所

○愛媛県告示第 617 号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、伊予市上吾川地域に係る県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

平成20年 4月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 縦覧に供すべき書類の名称

県営土地改良事業（ため池等整備事業・生田地区）計画書の写し

2 縦覧期間

平成20年 4月21日から 5月21日まで

3 縦覧場所

伊予市役所本庁

○愛媛県告示第 620 号

愛媛県漁業近代化資金利子補給規程（昭和44年10月愛媛県告示第881号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

改正後の愛媛県漁業近代化資金利子補給規程の規定は、平成20年3月19日以降に利子補給承認される漁業近代化資金について適用し、同日前に利子補給承認された漁業近代化資金については、なお従前の例による。

平成20年 4月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後						改 正 前					
(利子補給の対象となる漁業近代化資金の種類及び補給率)						(利子補給の対象となる漁業近代化資金の種類及び補給率)					
第2条 利子補給の対象となる漁業近代化資金の種類及び利子補給率は、次のとおりとする。						第2条 利子補給の対象となる漁業近代化資金の種類及び利子補給率は、次のとおりとする。					
漁業近代化資金の種類	利子補給率					漁業近代化資金の種類	利子補給率				
	法第2条	法第2条	法第2条	法第2条	法第2条		法第2条	法第2条	法第2条	法第2条	法第2条
	第2項第1号から	第2項第1号から	第2項第1号から	第2項第1号から	第2項第1号から		第2項第1号から	第2項第1号から	第2項第1号から	第2項第1号から	第2項第1号から
	第4号まで	第4号まで	第4号まで	第4号まで	第4号まで		第4号まで	第4号まで	第4号まで	第4号まで	第4号まで
	に掲げる融資機関が、同条第1項第1号から	に掲げる融資機関が、同条第1項第1号から	に掲げる融資機関が、同条第1項第1号から	に掲げる融資機関が、同条第1項第1号から	に掲げる融資機関が、同条第1項第1号から		に掲げる融資機関が、同条第1項第1号から	に掲げる融資機関が、同条第1項第1号から	に掲げる融資機関が、同条第1項第1号から	に掲げる融資機関が、同条第1項第1号から	に掲げる融資機関が、同条第1項第1号から
	第5号まで及び第	第5号まで及び第	第5号まで及び第	第5号まで及び第	第5号まで及び第		第5号まで及び第	第5号まで及び第	第5号まで及び第	第5号まで及び第	第5号まで及び第

○愛媛県告示第 618 号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次のとおり肥料登録の有効期間を更新した。

平成20年 4月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

登録有効期限	登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所
平成26年4月22日	愛媛県第1173号	魚かす粉末	ボン7.0魚かす粉末	窒素全量7.0 りん酸全量6.0	公定規格のとお	全国農業協同組合連合会 東京都千代田区大手町一丁目8番3号

○愛媛県告示第 619 号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次のとおり肥料登録の有効期間を更新した。

平成20年 4月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

登録有効期限	登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所
平成23年4月19日	愛媛県第1137号	混合石灰肥料	くみあい土壌改良用混合石灰9号	アルカリ分50.0 く溶性苦土9.0	公定規格のとお	大日本ドロマイト鉱業株式会社 愛媛県西予市城川町田穂1456番地2
平成23年4月19日	愛媛県第1138号	混合石灰肥料	くみあい土壌改良用混合石灰10号	アルカリ分50.0 く溶性苦土10.0	公定規格のとお	大日本ドロマイト鉱業株式会社 愛媛県西予市城川町田穂1456番地2

	10号に掲げる者漁業近代化資金融通法施行令(昭和44年政令第209号。以下「令」という。)第5条に規定する団体に限る。)に貸し付ける場合	第1項第1号から第5号まで及び第10号に掲げる者(令第5条に規定する団体に限る。)に貸し付ける場合	第1項第6号に掲げる者(令第5条に規定する団体に限る。)に貸し付ける場合	関が、同条第1項第6号から第10号までに掲げる者(令第5条に規定する団体を除く。)に貸し付ける場合	第1項第6号から第10号までに掲げる者(令第5条に規定する団体を除く。)に貸し付ける場合		10号に掲げる者漁業近代化資金融通法施行令(昭和44年政令第209号。以下「令」という。)第5条に規定する団体に限る。)に貸し付ける場合	第1項第1号から第5号まで及び第10号に掲げる者(令第5条に規定する団体に限る。)に貸し付ける場合	第1項第6号に掲げる者(令第5条に規定する団体に限る。)に貸し付ける場合	関が、同条第1項第6号から第10号までに掲げる者(令第5条に規定する団体を除く。)に貸し付ける場合	第1項第6号から第10号までに掲げる者(令第5条に規定する団体を除く。)に貸し付ける場合	
1・2	省略						1・2	省略				
3	漁船漁具保管修理施設、漁業用資材保管施設、漁船用油水供給施設、養殖池、蓄養池、水産種苗生産施設、養殖作業舎、水産物処理施設、水産物保蔵施設、水産物加工施設、製氷冷凍施設、水産物等運搬施設、水産物販売施設又は漁業用通信施設の改良、造成又は取得に必要な資金(漁船の改造、建造若しくは取得に必要なもの又は次号若しくは第5号に掲げるものを除く。)	年1分2厘5毛	年1分5厘5毛	年5厘	年5厘		3	漁船漁具保管修理施設、漁業用資材保管施設、漁船用油水供給施設、養殖池、蓄養池、水産種苗生産施設、養殖作業舎、水産物処理施設、水産物保蔵施設、水産物加工施設、製氷冷凍施設、水産物等運搬施設、水産物販売施設又は漁業用通信施設の改良、造成又は取得に必要な資金(漁船の改造、建造若しくは取得に必要なもの又は次号若しくは第5号に掲げるものを除く。)	年1分2厘5毛	年1分5厘5毛	年4厘5毛	年4厘5毛
4~6	省略						4~6	省略				
7	漁村情報処理・通信施設(有線放送施		同上	年5厘	年5厘		7	漁村情報処理・通信施設(有線放送施		同上	年4厘5毛	年4厘5毛

設及び有線放送電話施設を含む。)、漁船船員臨時宿泊施設、漁業者研修施設、集会施設、託児施設、診療施設、水道施設、ガス供給施設、下水道施設、地域休養施設、漁村広場施設、漁村センター、生活安全保護施設、連絡道又は廃棄物処理施設の改良、造成又は取得に必要な資金			— —		設及び有線放送電話施設を含む。)、漁船船員臨時宿泊施設、漁業者研修施設、集会施設、託児施設、診療施設、水道施設、ガス供給施設、下水道施設、地域休養施設、漁村広場施設、漁村センター、生活安全保護施設、連絡道又は廃棄物処理施設の改良、造成又は取得に必要な資金			毛 毛	
8 省略					8 省略				

○愛媛県告示第 621 号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第 2 条第 1 項の規定により、次のように埋立てを免許した。

平成20年 4月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 埋立ての免許を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

愛媛県

松山市一番町四丁目 4 番地 2

代表者 愛媛県知事 加戸 守行

松山市御宝町 119 番 1

2 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

(1) 埋立区域

ア 位置

今治市大西町脇甲1825番27から同1832番10を経て同1726番17に至る間の地先公有水面

イ 区域

次の 1 点から 19 点を順次直線で結んだ線並びに 19 点と 1 点を結ぶ春分及び秋分の満潮位（T . P . + 2 . 00メートル）における陸と公有水面との接する線により囲まれた区域

基点（今治市大西町脇甲1825番35地内の国土地理院「第34 65号」一等水準点）は、北緯34度03分42秒、東経 132 度54分 46秒の地点

1 点は、基点から真北 343 度39分42秒 83 . 06 メートルの地点

2 点は、1 点から真北78度01分02秒 23 . 95 メートルの地点

3 点は、2 点から真北74度10分06秒 19 . 80 メートルの地点

4 点は、3 点から真北73度51分59秒 10 . 00 メートルの地点

5 点は、4 点から真北75度16分33秒 2 . 47メートルの地点

6 点は、5 点から真北 345 度40分37秒 2 . 55メートルの地点

7 点は、6 点から真北75度40分37秒 12 . 60 メートルの地点

8 点は、7 点から真北 165 度40分37秒 2 . 53メートルの地点

9 点は、8 点から真北76度09分16秒 5 . 34メートルの地点

10 点は、9 点から真北77度06分34秒 10 . 14 メートルの地点

11 点は、10 点から真北78度03分51秒 10 . 14 メートルの地点

12 点は、11 点から真北79度01分09秒 10 . 14 メートルの地点

13 点は、12 点から真北79度58分27秒 10 . 14 メートルの地点

14 点は、13 点から真北80度55分44秒 10 . 14 メートルの地点

15 点は、14 点から真北82度06分11秒 20 . 13 メートルの地点

16 点は、15 点から真北82度14分35秒 19 . 94 メートルの地点

17 点は、16 点から真北80度53分11秒 19 . 60 メートルの地点

18 点は、17 点から真北76度44分30秒 19 . 26 メートルの地点

19 点は、18 点から真北71度09分10秒 15 . 57 メートルの地点

ウ 面積

1 . 937 . 93平方メートル

(2) 埋立てに関する工事の施行区域

ア 位置

今治市大西町脇甲1825番27から同脇甲1726番17に至る間の地先公有水面及び陸域

イ 区域

次の A 点から T 点までを順次直線で結んだ線並びに T 点と A 点を直線で結んだ線により囲まれた区域

基点（今治市大西町脇甲1825番35地内の国土地理院「第34 65号」一等水準点）は、北緯34度03分42秒、東経 132 度54分 46秒の地点

A 点は、基点から真北 338 度22分08秒 68 . 05 メートルの地点

B 点は、A 点から真北 5 度58分04秒 26 . 83 メートルの地点

C 点は、B 点から真北77度03分11秒 37 . 43 メートルの地点

D 点は、C 点から真北75度47分59秒 48 . 53 メートルの地点

E 点は、D 点から真北81度41分16秒 64 . 84 メートルの地点

F 点は、E 点から真北78度46分53秒 44 . 72 メートルの地点

G 点は、F 点から真北71度02分59秒 16 . 71 メートルの地点

H 点は、G 点から真北 145 度02分20秒 14 . 77 メートルの地点

点

I 点は、H 点から真北 242 度03分30秒 9 . 63メートルの地点

J 点は、I 点から真北 238 度54分16秒 14 . 75 メートルの地点

点

K 点は、J 点から真北 236 度48分50秒 6 . 47メートルの地点

L 点は、K 点から真北 6 度22分08秒 2 . 43メートルの地点

M点は、L点から真北 255 度04分31秒7.07メートルの地点
 N点は、M点から真北 249 度27分47秒1.06メートルの地点
 O点は、N点から真北 256 度17分58秒 41.37メートルの地点
 P点は、O点から真北 254 度18分56秒9.20メートルの地点
 Q点は、P点から真北 262 度11分22秒 23.12メートルの地点
 R点は、Q点から真北 258 度44分14秒9.29メートルの地点
 S点は、R点から真北 255 度15分05秒 41.20メートルの地点
 T点は、S点から真北 256 度48分03秒 43.30メートルの地点

ウ 面積

4,980.81平方メートル

3 埋立地の用途

道路用地 約 1,620平方メートル
 護岸用地 約 310平方メートル
 水路用地 約 10平方メートル

4 埋立免許年月日

平成20年 4月18日

○愛媛県告示第 622 号

測量法（昭和24年法律第 188 号）第14条第 1 項の規定に基づき、
 国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成20年 4月18日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 作業種類 基本測量（1：25,000地形図修正測量）
- 2 作業期間 平成20年 4月18日から
平成21年 3月27日まで
- 3 作業地域 県内全域

○愛媛県告示第 623 号

測量法（昭和24年法律第 188 号）第14条第 2 項の規定に基づき、
 国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量が終了した旨の通知があった。

平成20年 4月18日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 作業種類 基本測量（1：25,000地形図修正測量）
- 2 作業期間 平成19年 4月17日から
平成20年 3月24日まで
- 3 作業地域 県内全域

○愛媛県告示第 624 号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第 110 号。以下「法」という。）第 8 条第 1 項の規定に基づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があった。

なお、法第 8 条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項に規定する書面は、四国中央保健所及び四国中央市役所において告示の日から 3 週間公衆の縦覧に供する。

平成20年 4月18日

愛媛県知事 加戸守行

1 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名

丸菱ペーパーテック株式会社
 四国中央市金生町下分2012番地
 代表取締役 鳥居秀章

2 事業場の名称及び所在地

丸菱ペーパーテック株式会社
 四国中央市金生町下分2012番地

3 特定施設の種類の

水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第 188 号）別表第 1 第23号チ

4 変更しようとする事項の内容

特定施設の使用の方法、汚水等の処理の方法並びに排出水の汚染状態及び量等の変更

5 特定施設に関する事項

(1) 1号抄紙機

	変更前	変更後
原材料の種類及び1日当たりの使用量	古紙・古紙パルプ・パルプ 2 t	パーズンパルプ・古紙・古紙パルプ・非木材繊維・化学繊維 3 t 染料：最大90kg
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 365 最大 420	通常 537 最大 537

(2) 2号抄紙機

	変更前	変更後
原材料の種類及び1日当たりの使用量	古紙・古紙パルプ・パルプ 4 t	パーズンパルプ・古紙・古紙パルプ・非木材繊維・化学繊維 5.2 t 染料：最大156kg
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 485 最大 560	通常 640 最大 640

6 汚水等の処理施設に関する事項

		変更前		変更後	
汚水等の処理の方式		①凝集沈殿方式 ②加圧浮上方式		凝集沈殿と加圧浮上を組み合わせた方式	
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項目	処理前	処理後	処理前	処理後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 4.0~7.0 最大 4.0~8.6	通常 6.0~8.0 最大 5.8~8.6	通常 4.0~7.0 最大 4.0~8.6	通常 6.0~8.0 最大 5.8~8.6
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 180 最大 200	通常 70 最大 80	通常 180 最大 200	通常 58.220 最大 80
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 280 最大 350	通常 30 最大 40	通常 280 最大 350	通常 24.936 最大 40
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 8 最大 10	通常 7 最大 9	通常 8 最大 9	通常 5.8177 最大 9
りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1 最大 2	通常 1 最大 2	通常 1 最大 2	通常 0.8305 最大 2	

汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 850 最大 980	通常 850 最大 980	通常 1,177 最大 1,177	通常 1,177 最大 1,177
----------------------------	------------------------	------------------------	----------------------------	----------------------------

備考 排水処理施設の凝集沈殿方式と加圧浮上方式をバラレル使用からシリーズ使用に変更する

7 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量

(1) No.1 排水口

汚水等の汚染状態の値	項 目	変 更 前	変 更 後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 6.0~8.0 最大 5.8~8.6	通常 6.0~8.0 最大 5.8~8.6
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 70 最大 80	通常 58.148 最大 80
	浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 30 最大 40	通常 24.924 最大 40
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 7 最大 9	通常 5.8156 最大 9
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1 最大 2	通常 0.8309 最大 2
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 850 最大 980	通常 1,180 最大 1,180

(2) No.2 排水口

汚水等の汚染状態の値	項 目	変 更 前	変 更 後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 6.0~8.0 最大 5.8~8.6	
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 40 最大 60	
	浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 20 最大 40	
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 5 最大 10	
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1 最大 2	
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 0.3 最大 0.5	通常 0 最大 0

(3) No.3 排水口

項 目	変 更 前	変 更 後
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 200 最大 200	通常 0 最大 600

備考 No.2排水口はNo.1排水口に統合する

○愛媛県告示第 625 号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の3第1項の規定により、今治市から協議のあった土地改良事業(ほ場整備事業・古谷下地区)の計画の変更に平成20年3月26日同意した。

平成20年4月18日

愛媛県東予地方局長 長谷川 寿

○愛媛県告示第 626 号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の3第1項の規定により、今治市から協議のあった土地改良事業(農業用道路整備事業・古谷下地区)の計画の変更に平成20年3月26日同意した。

平成20年4月18日

愛媛県東予地方局長 長谷川 寿

○愛媛県告示第 627 号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の3第1項の規定により、今治市から協議のあった土地改良事業(農業用排水施設整備事業・古谷下地区)の計画の変更に平成20年3月26日同意した。

平成20年4月18日

愛媛県東予地方局長 長谷川 寿

○愛媛県告示第 628 号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第1項の規定により、愛南町から協議のあった町営土地改良事業(県単独補助土地改良事業(かんがい排水)・広見地区)の施行に平成20年4月9日同意した。

平成20年4月18日

愛媛県南予地方局長 渡部 敏夫

○愛媛県告示第 629 号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の36第1項の規定に基づき、次のとおり包括外部監査契約を締結した。

平成20年4月18日

愛媛県知事 加戸 守行

- 1 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所
真鍋 清
松山市宮田町106番地2 802号
- 2 包括外部監査契約の期間の始期
平成20年4月1日
- 3 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法及び支払方法
 - (1) 費用の額の算定方法
基本費用の額並びに執務費用及び実費の額の合算
 - (2) 費用の支払方法

執務費用及び実費に相当する額の範囲内における概算払並び

に監査の結果に関する報告に基づく支払

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第19号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により、次のとおり政治団体の設立の届出があった。

平成20年4月18日

愛媛県選挙管理委員会委員長 西 蔭 健

政治団体の名称	代表者及び会計責任者の氏名		主たる事務所の所在地	届出年月日	備考
	代表者	会計責任者			
自由民主党愛媛県今治市第五支部	福 羅 浩 一	村 上 英 明	今治市別宮町6-4-22	平成20年1月11日	政党の支部
自由民主党愛媛県南宇和郡第一支部	中 田 廣	木 村 武 士	南宇和郡愛南町船越1292-1	平成20年1月11日	政党の支部
自由民主党愛媛県八幡浜市第二支部	梶 谷 大 治	二 宮 嘉 秋	八幡浜市保内町宮内5-77-17	平成20年1月11日	政党の支部
自由民主党愛媛県東温市第一支部	大 西 渡	河 野 高 慶	東温市志津川69	平成20年1月29日	政党の支部
自由民主党愛媛県松山市第九支部	三 宅 浩 正	三 宅 俊 江	松山市山越町414-1	平成20年1月29日	政党の支部
高野宗城後援会	永 井 勝	中 里 史 郎	上浮穴郡久万高原町入野1421	平成20年1月29日	
二宮一朗後援会	二 宮 一 朗	二 宮 恵 子	西予市宇和町小原375	平成20年2月4日	
おの正昭後援会	山 口 博 明	二 宮 清 隆	西予市三瓶町津布理453-1	平成20年2月5日	
元親孝志後援会	高 橋 良 弘	武 田 安 幸	西予市野村町予子林847	平成20年2月27日	
井上いさお後援会	二 宮 伸 弘	井 上 藤 一 郎	西予市宇和町岩木1501	平成20年3月6日	
兵頭学後援会	兵 頭 学	井 上 多 加 志	西予市野村町野村12-519	平成20年3月18日	
岩本一久後援会	和 家 利 樹	後 藤 久 志	西予市宇和町岡山64	平成20年3月18日	
清水まさふみ後援会	池 田 亀 男	清 水 三 千 代	南宇和郡愛南町越田99	平成20年3月27日	

○愛媛県選挙管理委員会告示第20号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により、次のとおり政治団体から届出事項の異動の届出があった。

平成20年4月18日

愛媛県選挙管理委員会委員長 西 蔭 健

政治団体の名称	異 動 事 項	新	旧	届出年月日	備考
愛媛県商工連盟連合会大州支部	会 計 責 任 者	岩 田 孝 明	木 内 進	平成20年1月7日	
愛媛県水産政治連盟	会 計 責 任 者	杉 義 晴	山 下 吉 宏	平成20年1月7日	
清家俊蔵後援会	主たる事務所の所在地	八幡浜市下浜田1355-26	八幡浜市1377-1	平成20年1月10日	
篠原実後援会	代 表 者	梅 川 信 雄	畠 山 欣 三	平成20年1月15日	
山本てるお後援会	主たる事務所の所在地	四国中央市中曾根町661-41	四国中央市中曾根町503-1	平成20年1月18日	
自由民主党津島町支部	代 表 者	熊 坂 正 頼	富 永 照 瑞	平成20年1月28日	政党の支部

愛媛県商工連盟連合会松山支部	代 表 者	白 石 省 三	大 亀 孝 裕	平成20年 1月31日	
今治市医師連盟	代 表 者	菅 大 三	村 上 健 二	平成20年 2月 1日	
	会 計 責 任 者	菅 拓 也	羽 鳥 重 明		
自由民主党愛南支部	主たる事務所の所在地	南宇和郡愛南町広見2234	南宇和郡愛南町御荘平城3041	平成20年 2月 4日	政党の支部
	代 表 者	土 居 尚 行	増 元 久 男		
	会 計 責 任 者	内 倉 長 蔵	尾 崎 春 夫		
加藤喜三男後援会	主たる事務所の所在地	新居浜市坂井町二丁目 1 - 5	新居浜市坂井町二丁目 5 - 47	平成20年 2月 4日	
愛媛県商工連盟連合会西条支部	代 表 者	田 中 正 夫	伊 藤 剛 吉	平成20年 2月 7日	
高橋一郎後援会	政 治 団 体 の 名 称	高橋一郎後援会	高橋一郎後援会	平成20年 2月12日	
明日の宇和島を考える会	代 表 者	藤 田 元 紀	近 藤 明 夫	平成20年 2月15日	
	会 計 責 任 者	末 光 博 子	藤 田 元 紀		
愛媛県商工連盟連合会今治支部	代 表 者	川 上 昭 一	檜 垣 俊 幸	平成20年 2月18日	
坂本隆重後援会	代 表 者	是 澤 儀 明	河 野 仁 志	平成20年 3月 3日	
愛媛自然環境を守る会	主たる事務所の所在地	松山市下伊台町乙74 - 95	上浮穴郡久万高原町大字東明神甲880 - 1	平成20年 3月 5日	
	代 表 者	福 岡 英 二	東 家 安 好		
	会 計 責 任 者	渡 部 知 子	福 岡 英 二		
岡村しげはる後援会	会 計 責 任 者	岡 村 圭 子	田 坂 孝 幸	平成20年 3月10日	
梶谷大治後援会	主たる事務所の所在地	八幡浜市保内町宮内 5 - 77 - 17	八幡浜市産業通り 7 - 11	平成20年 3月10日	
自由民主党三間支部	会 計 責 任 者	安 岡 義 一	大 江 清	平成20年 3月12日	政党の支部
愛媛政経同志会	会 計 責 任 者	大 山 千 太 郎	西 蔭 健	平成20年 3月13日	
藤井朝廣後援会	代 表 者	藤 川 健 輔	田 原 清 次	平成20年 3月17日	
	会 計 責 任 者	佐 藤 士 郎	楠 武		
自由民主党愛媛県松山市第六支部	会 計 責 任 者	白 石 雄 一	東 晴 彦	平成20年 3月18日	政党の支部
寺井修後援会	会 計 責 任 者	白 石 雄 一	東 晴 彦	平成20年 3月18日	
えひめ民社協会松山総支部	主たる事務所の所在地	松山市南吉田町2901	松山市西垣生町2345	平成20年 3月19日	
	会 計 責 任 者	森 勝 俊	河 野 敦		
愛媛県商工連盟連合会松山支部	会 計 責 任 者	門 田 誓	田 中 忠	平成20年 3月21日	
谷口長治後援会「長燦会」	主たる事務所の所在地	南宇和郡愛南町蓮乗寺468	南宇和郡愛南町蓮乗寺400 - 1	平成20年 3月21日	

坂本隆重後援会	代 表 者	森 木 辰 雄	是 澤 儀 明	平成20年 3月21日	
宇都宮明宏後援会	代 表 者	佐々木 怜 二	藤 田 利 計	平成20年 3月24日	
	会 計 責 任 者	宇都宮 秋 義	伊 藤 正 徳		
自由民主党愛媛県支部連合会	会 計 責 任 者	明 比 昭 治	田 中 多 佳 子	平成20年 3月25日	政党の支部
えひめ民社協会伊予総支部	代 表 者	寺 下 武	藤 川 修 次	平成20年 3月25日	
	会 計 責 任 者	村 井 純 一	野 田 幸 生		
浩友会	主たる事務所の所在地	今治市別宮町六丁目 4 - 19	今治市別宮町六丁目 4 - 22	平成20年 3月27日	
自由民主党双海支部	会 計 責 任 者	久 保 嘉 男	山 崎 正 樹	平成20年 3月28日	政党の支部
高橋英吾後援会	会 計 責 任 者	岩 本 清 明	藤 長 伸 子	平成20年 3月28日	
高橋英行後援会	会 計 責 任 者	岩 本 清 明	藤 長 伸 子	平成20年 3月28日	
新産業経済研究会	代 表 者	東 晴 彦	加 地 明	平成20年 3月28日	
民主党愛媛県第4区総支部	会 計 責 任 者	岩 本 清 明	藤 長 伸 子	平成20年 3月31日	政党の支部
高橋保後援会	主たる事務所の所在地	西条市大町1583 - 3	西条市神拝甲267 - 2 サンハイム神拝102	平成20年 3月31日	
税理士による塩崎やすひさ後援会	代 表 者	成 松 勲	宮 田 泰	平成20年 3月31日	
	会 計 責 任 者	酒 井 啓 司	近 藤 猛		

○愛媛県選挙管理委員会告示第21号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、次のとおり政治団体の解散の届出があった。

平成20年 4月18日

愛媛県選挙管理委員会
委員長 西 蔭 健

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
濱 田 建 夫 後 援 会	津 国 武	平成19年12月20日
自由民主党一本松支部	土 居 尚 行	平成19年12月26日
自由民主党内海支部	増 元 久 男	平成19年12月26日
自由民主党城辺支部	二 宮 敬 典	平成19年12月26日
自由民主党西海町支部	清 水 雅 文	平成19年12月26日
自由民主党御荘支部	尾 崎 春 夫	平成19年12月26日
自由民主党愛媛県宇和島市第一支部	仲 田 中 一	平成19年12月31日
仲田中一後援会「大樹会」	仲 田 中 一	平成19年12月31日

み え こ 通 信 グ ル ー プ	岩 崎 美 枝 子	平成19年12月31日
近 藤 完 治 後 援 会	近 藤 完 治	平成19年12月31日
本 宮 い さ む を 育 て る 会	本 宮 勇	平成19年12月31日
南 予 再 開 発 研 究 会	毛 利 修 三	平成19年12月31日
女性党愛媛県今治総支部	湯 山 ツ タ エ	平成19年12月31日
女性党愛媛県支部	秦 マ リ 子	平成19年12月31日
自由民主党愛媛県参議院選挙区第二支部	関 谷 勝 嗣	平成19年12月31日
岡 本 幾 久 夫 後 援 会	金 谷 勝	平成19年12月31日
今 井 光 夫 後 援 会	曾 我 部 義 秋	平成19年12月31日
石 川 つ と む 後 援 会	石 川 つ と む	平成19年12月31日
自由民主党愛媛県西条市第二支部	玉 井 実 雄	平成20年 2月10日
銀 杏 会	福 岡 英 二	平成20年 2月29日

維新 政党・新風 愛媛 県本部	小 山 敏	平成20年2月29日	高 橋 保 後 援 会	宮 崎 直 紹	平成20年3月20日
高 橋 和 寿 後 援 会	山 内 誠 一	平成20年3月1日	愛 媛 政 経 同 志 会	西 田 司	平成20年3月25日
美 しく 逞 しい 国 づ くり の 会	増 田 隆 信	平成20年3月10日	自 由 民 主 党 愛 媛 県 西 宇 和 郡 第 一 支 部	高 門 清 彦	平成20年3月29日
女 性 政 策 会 議 波 涛 の 会	前 田 和 美	平成20年3月18日	清 風 会	高 門 清 彦	平成20年3月29日

○愛媛県選挙管理委員会告示第22号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定により、次のとおり資金管理団体の届出があった。

平成20年4月18日

愛媛県選挙管理委員会委員長 西 蔭 健

資金管理団体の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	届出年月日
二 宮 一 朗	西予市議会議員	二宮一朗後援会	西予市宇和町小原375	二 宮 一 朗	平成20年2月4日
福 岡 英 二	愛媛県議会議員	愛媛自然環境を守る会	松山市下伊台町乙74 - 95	福 岡 英 二	平成20年3月5日

○愛媛県選挙管理委員会告示第23号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定により、次のとおり資金管理団体の指定の取消し等の届出があった。

平成20年4月18日

愛媛県選挙管理委員会委員長 西 蔭 健

届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	資金管理団体でなくなった旨の届出年月日
仲 田 中 一	愛媛県議会議員	仲田中一後援会「大樹会」	宇和島市明倫町五丁目2 - 21	仲 田 中 一	平成20年1月15日
本 宮 勇	愛媛県議会議員	本宮いさむを育てる会	今治市長沢甲1043	本 宮 勇	平成20年1月22日
毛 利 修 三	愛媛県議会議員	南予再開発研究会	宇和島市吉田町沖村甲370 - 4	毛 利 修 三	平成20年1月22日
明 比 昭 治	愛媛県議会議員	明比昭治後援会	西条市中野甲922 - 1	明 比 昭 治	平成20年1月22日
大 西 渡	愛媛県議会議員	大西渡後援会	東温市志津川69	大 西 渡	平成20年1月22日
戒 能 潤 之 介	愛媛県議会議員	潤風会	松山市富久町503	戒 能 潤 之 介	平成20年1月22日
中 田 広	愛媛県議会議員	中田広後援会	南宇和郡愛南町船越1291 - 1	中 田 広	平成20年1月22日
横 田 弘 之	愛媛県議会議員	未来開発研究所	松山市枝松五丁目6 - 48	横 田 弘 之	平成20年1月22日
福 岡 英 二	愛媛県議会議員	銀杏会	松山市下伊台町乙74 - 32	福 岡 英 二	平成20年3月5日
山 本 敏 孝	愛媛県議会議員	敏勝会	伊予郡砥部町大南548	山 本 敏 孝	平成20年3月12日
寺 井 修	愛媛県議会議員	寺井修後援会	松山市鴨川二丁目10 - 1	寺 井 修	平成20年3月21日
高 門 清 彦	伊方町長	清風会	西宇和郡伊方町河内50	高 門 清 彦	平成20年3月31日

○愛媛県選挙管理委員会告示第24号

次の政治団体は、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第2項の規定により、平成20年4月1日以後、政治活動（選挙運動を含む。）のために寄附を受け、又は支出をすることができない団体となったので、同条第3項の規定に基づき告示する。

平成20年4月18日

愛媛県選挙管理委員会委員長 西 蔭 健

政治団体の名称	代表者及び会計責任者の氏名		主たる事務所の所在地
	代表者	会計責任者	
魚住和也後援会	魚住和也	魚住和也	松山市高浜町五丁目1562-3
おおくぼ美代子後援会	大窪美代子	大窪友美	宇和島市本町追手二丁目1-2
新社会党愛媛県本部	真鍋知己	中島清延	松山市美沢1-8-57
曾我幸広後援会	佐伯一摩	曾我賢治	西条市坂元甲281
たきひら竜二後援会（略称たんぼぼの会）	瀧平龍二	瀧平恵	松山市北条辻556-3

○愛媛県選挙管理委員会告示第25号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第20条第1項の規定に基づく同法第12条第1項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、訂正の届出があった。

その要旨は、次のとおりである。

平成20年4月18日

愛媛県選挙管理委員会委員長 西 蔭 健

政治団体の収支報告書の要旨

第12条関係

平成17年分

その他の政治団体

（訂正後）

政治団体の名称 武智くいのり後援会

報告年月日 H18.2.20

1 収入総額	2,110,000 円
本年収入額	2,110,000 円
2 支出総額	530,808 円
3 翌年繰越額	1,579,192 円
4 本年収入の内訳	
寄附	2,110,000 円
個人分	2,110,000 円
5 寄附の内訳	
（寄附者）	（金額）（住所・所在地）
（個人分）	
武智邦典	1,400,000 円 伊予市
武智千晶	600,000 円 伊予市
本田修	110,000 円 伊予市
6 支出の内訳	
経常経費	223,608 円
光熱水費	56,708 円
備品・消耗品費	76,900 円
事務所費	90,000 円
政治活動費	307,200 円
組織活動費	42,000 円
調査研究費	155,200 円
その他の経費	110,000 円

(訂正前)

政治団体の名称 武智くのにり後援会

報告年月日 H18. 2. 20

1 収入総額		2,110,000 円
本年収入額		2,110,000 円
2 支出総額		420,808 円
3 翌年繰越額		1,689,192 円
4 本年収入の内訳		
寄附		2,110,000 円
個人分		2,110,000 円
5 寄附の内訳		
(寄附者)	(金額)	(住所・所在地)
(個人分)		
武智邦典	1,400,000 円	伊予市
武智千晶	600,000 円	伊予市
本田修	110,000 円	伊予市
6 支出の内訳		
経常経費		223,608 円
光熱水費		56,708 円
備品・消耗品費		76,900 円
事務所費		90,000 円
政治活動費		197,200 円
組織活動費		42,000 円
調査研究費		155,200 円

第12条関係

平成18年分

その他の政治団体

(訂正後)

政治団体の名称 武智くのにり後援会

報告年月日 H19. 2. 23

1 収入総額		1,699,192 円
前年繰越額		1,579,192 円
本年収入額		120,000 円
2 支出総額		470,550 円
3 翌年繰越額		1,228,642 円
4 本年収入の内訳		
寄附		120,000 円
個人分		120,000 円
5 寄附の内訳		
(寄附者)	(金額)	(住所・所在地)
(個人分)		
本田修	120,000 円	伊予市
6 支出の内訳		
経常経費		229,147 円
光熱水費		57,147 円
備品・消耗品費		52,000 円
事務所費		120,000 円
政治活動費		241,403 円
組織活動費		81,780 円
調査研究費		39,623 円
その他の経費		120,000 円

(訂正前)

政治団体の名称 武智くのにり後援会

報告年月日 H19. 2. 23

1 収入総額	1,809,192 円
前年繰越額	1,689,192 円
本年収入額	120,000 円
2 支出総額	350,550 円
3 翌年繰越額	1,458,642 円
4 本年収入の内訳	
寄附	120,000 円
個人分	120,000 円
5 寄附の内訳	
(寄附者)	(金額) (住所・所在地)
(個人分)	
本田 修	120,000 円 伊予市
6 支出の内訳	
経常経費	229,147 円
光熱水費	57,147 円
備品・消耗品費	52,000 円
事務所費	120,000 円
政治活動費	121,403 円
組織活動費	81,780 円
調査研究費	39,623 円